

# 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程

平成22年4月1日

法人規程第16号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

## (給料)

第2条 給料は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

- 2 教職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 3 生活に必要な施設等の全部又は一部が教職員に支給される場合においては、別に細則で定めるところにより、その教職員の給料を調整することができる。

## (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところによる。

## (初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 理事長は、法人の組織に関する規程等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 教職員の職務の級は、昇給等規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程で定めるところにより決定する。
- 5 教職員の昇給は、昇給等規程で定める日に、同日前1年間における当該教職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により教職員（次項各号に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるものにあつては、1号給）とすることを標準として昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
  - 7 次の各号に掲げる教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
    - (1) 55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるもの（次号に掲げる教職員を除く。）
    - (2) 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの
  - 8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
  - 9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
  - 10 第5項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、昇給等規程で定める。
  - 11 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第3条、第4条、公立大学法人金沢美術工芸大学職員の定年等に関する規程（以下「職員定年等規程」という。）第8条又は附則第4条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
  - 12 再雇用教職員で再雇用規程第4条、職員定年等規程第8条又は附則第4条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（派遣職員の給料）
- 第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年金沢市条例第3号）第2条第1項の規定により金沢市から派遣された職員の給料月額は、その者が金沢市職員として引き続き職務に従事するものとみなして決定される給料月額との均衡を著しく失することのないよう、あらかじめ理事長の承認を得て決定しなければならない。
- （給料の支給）
- 第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。
- 2 給料の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の平日（休日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を支給定日とする。
  - 3 前項において、特に必要があると認めた場合には、支給定日を繰り上げ又は繰り下げることができる。
  - 4 教職員又は教職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、教職員から給料の請求があった場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算（第7条第5項に規定する日割りによる計算方法をいう。以下同じ。）により支給することができる。

第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が離職した日に再び教職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月分の給料全額を支給する。

4 教職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 就業規則第12条第1項第1号、第2号若しくは第6号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程（以下「出向規程」という。）第2条の規定により出向し、又は出向の終了により職務に復帰した場合

(3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程（以下「育児休業規程」という。）第5条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 就業規則第43条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

5 第1項、第2項又は前項の規定により、給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第8条 既支給の給料に過不足があったときは、次期給与期間の支給日において、これを精算する。ただし、次期の給料を支給しないときは直ちに返納させる。

第9条 在職中死亡した者に対する給料は、その遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、恩給法（大正12年法律第48号）の定めるところによる。

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給する。

2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 教職員の給料の調整額は、当該教職員の属する職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。

4 給料の調整額は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別表第5に掲げる職（理事長がこれに相当すると認める職を含む。）について、その特殊性に基づいて支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第5の区分欄に定める区分に応じ、別表第6の右欄に定める額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）とする。ただし、当該職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。

3 管理職手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第13条 前条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程

度でない者

- 2 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、教職員から第14条の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族がこの規程に定める要件を備えているかを確かめて認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による認定を行うときその他必要があると認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第14条 新たに第12条第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、扶養親族届（第1号様式）により、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

- 2 扶養手当を受けている教職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があったときも、前項と同様とする。

第14条の2 扶養手当の支給は、教職員が新たに第12条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項及び第2項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合に限り、準用する。

第15条 扶養手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 2 扶養手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。

- (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
- (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合

- 3 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返納させるものとする。

（地域手当）

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。ただし、出向規程第2条第1項第1号の規定による出向（以下「在籍出向」という。）の期間にあつては、当該出向先の地域等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第17条 在籍出向から職務に復帰した教職員又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法

人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、次の各号に定めるものに使用される者であった者で、引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）には、当該在籍出向からの復帰の日又は給料表の適用を受けることとなった日の前日における勤務地及び当該勤務地での在勤期間等を考慮して、理事長が定める額を当該異動の日から1年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫
  - (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
  - (3) 前2号に掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの
- （住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）
- (2) 第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するための住宅（法人が設置する公舎その他住居手当規程で定める住宅を除く。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして住居手当規程で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - ア 月額22,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から10,000円を控除した額
  - イ 月額22,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から22,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を12,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程の定めるところによる。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である

もの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人金沢美術工芸大学教職員通勤手当規程(以下この条において「通勤手当規程」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出した当該教職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃相当額」という。)が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該教職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が60,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、次の表に定める額(再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める教職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

自動車等の片道の使用距離		支給額
キロメートル以上	キロメートル未満	
	4	2,200円
4	6	4,400円
6	8	5,200円
8	10	6,100円
10	12	7,300円
12	14	8,500円
14	16	9,700円
16	18	10,950円
18	20	12,200円
20	22	13,500円
22	24	14,750円
24	26	16,000円
26	28	17,250円

28	30	18,500円
30	32	19,700円
32	34	20,950円
34	36	22,200円
36	38	23,450円
38	40	24,700円
40	42	25,900円
42	44	27,200円
44	46	28,500円
46	48	29,800円
48	50	31,050円
50	52	32,300円
52	54	33,600円
54	56	34,900円
56	58	36,200円
58	60	37,450円
60		38,700円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が60,000円を超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 6 通勤手当は、給料の支給定日、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程で定める。

（単身赴任手当）

第20条 在籍出向したこと若しくは在籍出向から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する

法人（第17条各号に規定されるものに限る。）に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長の定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 単身赴任手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 単身赴任手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。
  - (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
  - (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合
- 6 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程で定める。  
(給与の減額)

第21条 教職員が勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間規程第13条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第22条 前条の規定により給与を減額する方法は、次の各号による。

- (1) 前条に規定する給与の減額は、翌月以降の給料の支給の際に控除する。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額を給料から控除することができないときは、その減額すべき額を、減額すべき事由のあった給与期間の次の給与期間に係る給与の支給日までに返

納させる。

- (2) 減額すべき額の基礎となる勤務しなかった全時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(時間外勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した場合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125  
(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間規程第6条に規定する週休日の振替等により新たに勤務することとなる日の属する週(以下この項及び次項において「特定の週」という。)の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間  
(2) 特定の週の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 前項において、特定の週に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日が属するときは、前項に「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日に勤務した時間を加えた時間」と読み替えるものとする。

4 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(第2項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、勤務時間規程第6条の規

定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）から第1項に規定する理事長の定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第2項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長の定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第24条 前条及び次条の規定は、第11条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。

（休日勤務手当）

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の支給）

第26条 時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。

- 2 教職員が勤務時間規程第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

- 3 時間外勤務手当等の支給方法については、第6条第4項及び第7条第2項の規定を準用する。

（時間外勤務及び休日勤務の手続）

第27条 時間外勤務及び休日勤務の手続については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 理事長が教職員（第11条第1項に規定する職にある教職員を除く。）に時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合には、時間外勤務等命令簿（第2号様式。以下「命令簿」という。）による。
- (2) 命令簿には、理事長（その委任を受けた者を含む。）の指定する教職員の確認の印を受けなければならない。

（時間外勤務手当等の支給手続）

第28条 時間外勤務手当等について、理事長（その委任を受けた者を含む。）は、その月分の時間

外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の総時間数を取りまとめ、時間外勤務手当等整理簿を作成し、保管しなければならない。

（時間外勤務等の時間計算）

第29条 その月の時間外勤務等の総時間数は、時間外勤務手当（時間外勤務1時間当たりの給与額の区分に分ける。）、休日勤務手当の区分ごとに集計し、それぞれの集計において1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（時間外勤務等の特例）

第30条 教職員が職務により出張している場合には、その期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当等は支給しない。ただし、あらかじめ正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、又は勤務時間規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、勤務時間規程第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は同規程第11条及び第12条の規定に基づく休日等（以下「週休日又は休日等」という。）に勤務することを命ぜられた場合は、この限りでない。

（管理教職員特別勤務手当）

第31条 第11条第1項に規定する職にある教職員が 臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 5種 6,000円

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 5種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした第11条第1項に規定する職を占める

職員には、その引き続く勤務に係る第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- 5 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、別に定めるところにより、管理教職員特別勤務実績簿及び管理教職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。
- 6 前4項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第32条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（再雇用短時間勤務教職員にあってはその時間に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務教職員にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第35条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（第38条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第36条第2項において「特定幹部教職員」という。）にあっては100分の106.25を、大学院の任期付任用教授（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項の規定により任期を定めて任用された教授をいう。以下同じ。）にあっては100分の175を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員

が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を知った日から60日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、

一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部教職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部教職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。」

以下この条及び次条において同じ。)』と読み替えるものとする。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第10条から第15条まで、第18条、第23条から第30条及び第36条の規定は、大学院の任期付任用教授には適用しない。

2 第4条第3項から第10項まで、第12条から第15条まで、第17条及び第18条及び第20条の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(休職者の給与)

第38条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる

3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた教職員には、他の法令又は法人の規程等に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1か月以内に離職し、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。

8 就業規則第12条第1項第6号の規定による休職者には、いかなる給与も支給しない。

(端数計算)

第39条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第23条及び第25条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

2 この規程による教職員の給料及び各手当の算出額並びに第33条第4項に規定する期末手当基礎額及び第36条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(口座振替による給与の支払)

第40条 給与は、教職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第41条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済掛金
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 教職員との書面協定により賃金から控除することとしたもの  
(委任)

第42条 この規程及びその他の法人の規程等に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、教職員の給料月額を、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される教職員、任期を定めて任用される教職員及び非常勤教職員
  - (2) 教育職給料表の適用を受ける教職員
  - (3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の定年の特例に関する規程第2条第1項又は第2項の規定により勤務している職員
  - (4) 職員定年等規程第5条第1項又は第2項の規定により同規程第4条に規定する異動期間(同規程第5条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規程第3条に規定する職を占める職員
- 4 職員定年等規程第4条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職

員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第33条第5項(第36条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第33条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。)第33条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの(改正後の給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。)からこれらの教職員以外の教職員(以下「減額改定対象教職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象教職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗

じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から24号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の

級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から100号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から52号給まで
	5級	1号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象教職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において在職する教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、平成21年4月1日において職員の給与に関する条例（昭和26年金沢市条例第7号）第5条第5項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号

給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。) その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 3 平成25年4月1日において在職する教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年4月1日及び平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条、第5条、第6条及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び附則第3条において「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第11条第1項に規定する職を占める教職員（再雇用教職員を除く。以下この項において「特定教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規程第20条第2項の規定の適用については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

（委任）

第7条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この条において「平成26年改正規程」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第12条第1項ただし書及び第14条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（第14条第4項において「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,700円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条第1項第3号及び第4号並びに第4項において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者があった場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5

号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第3項中「扶養親族(一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書及び第14条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに第14条第1項第2号及び第4項第7号」と、同条第1項中「扶養親族(一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、

父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書並びに第14条第4項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第14条第4項第4号及び第6号において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「第14条第4項第4号」とあるのは「同条第4項第4号」と、「一般職8級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに同条第1項第2号及び第4号第7号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

と、同項第4号中「一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8級以上教職員等が一般職8級以上教職員等」と、同項第6号中「一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8級以上教職員等」と、「が一般職8級教職員等」とあるのは「が一般職8級以上教職員等」とする。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（次条において「改正後の平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程及び改正後の平成28年改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この条において「平成26年改正規程」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。）及び改正後の平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部改正)

第4条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（第1号イにおいて「新給与規程」という。）第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第33条第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工

芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1か月以内に退職した者にあつては当該退職をした日)における次の各号に掲げる教職員(給与規程の適用を受ける者、役員(公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。)及び非常勤教職員(公立大学法人金沢美術工芸大学非常勤教職員就業規則の適用を受ける者をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 次号から第4号までに掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる教職員以外の教職員 127.5分の15

イ 新給与規程第33条第2項に規定する特定幹部教職員(以下「特定幹部教職員」という。) 107.5分の15

(2) 再雇用教職員(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程第3条又は第4条の規定により採用された教職員をいう。) 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる教職員以外の教職員 72.5分の10

イ 特定幹部教職員 62.5分の10

(3) 役員 167.5分の10

(4) 非常勤教職員 127.5分の5

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び次条において「改正後の規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「規程」という。）別表第1から別表第2までの給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教職員の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

「(5) 重度心身障害者

とあるのは、

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあむ。）」

るのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 一般職給料表の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		

48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						

105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 教育職給料表の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6

44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	

101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	196,400	242,800	277,200	310,800	333,700	368,000	422,000	473,400	527,000
	2	197,500	244,100	278,200	312,300	335,500	369,700	424,000	478,700	533,700
	3	198,700	245,500	279,200	313,700	337,300	371,300	425,900	483,600	538,800
	4	199,800	246,900	280,200	315,100	339,000	372,900	427,700	488,300	543,000
	5	200,900	248,300	281,200	316,500	340,700	374,500	429,500	492,300	546,400
	6	202,600	249,700	282,200	317,600	342,400	376,300	431,300	495,700	549,700
	7	204,300	251,100	283,100	318,600	344,100	377,800	433,100	498,600	552,600
	8	205,900	252,500	284,100	319,800	345,700	379,400	434,900	501,100	555,100
	9	207,400	253,900	285,100	321,000	347,300	380,700	436,500	503,100	557,100
	10	209,100	255,100	286,100	322,600	349,000	382,300	438,000		
	11	210,700	256,400	287,100	324,200	350,700	383,900	439,500		
	12	212,300	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	441,000		
	13	213,800	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,500		
	14	215,500	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,800		
	15	217,200	261,300	291,700	330,500	357,000	391,100	445,100		
	16	218,900	262,500	292,900	332,100	358,500	393,000	446,300		
	17	220,100	263,600	294,100	333,500	359,900	394,500	447,500		
	18	221,700	264,700	295,400	335,200	361,700	396,300	448,800		
	19	223,300	265,800	296,600	336,800	363,300	398,000	450,100		
	20	224,800	267,000	297,900	338,400	364,900	399,600	451,300		
	21	226,300	267,900	298,900	339,800	366,000	401,300	452,500		
	22	227,900	268,900	300,100	341,500	367,500	402,700	453,300		
	23	229,500	269,900	301,300	343,200	369,000	404,100	454,100		
	24	231,100	270,900	302,600	344,800	370,500	405,500	455,000		
	25	232,700	271,900	303,900	346,000	372,200	406,900	455,600		
	26	234,400	272,800	304,900	347,900	374,000	408,100	456,200		
27	235,800	273,600	305,900	349,600	375,600	409,300	456,800			

28	237,100	274,500	306,900	351,200	377,300	410,300	457,400
29	238,400	275,300	308,000	352,700	378,700	411,400	458,100
30	239,500	276,100	309,200	354,300	380,000	412,600	458,900
31	240,600	276,900	310,300	355,900	381,200	413,700	459,300
32	241,700	277,600	311,500	357,500	382,600	414,800	460,000
33	242,800	278,300	312,600	359,200	383,700	415,500	460,500
34	243,700	279,100	313,900	361,100	384,600	416,200	460,900
35	244,600	279,900	315,200	362,900	385,600	416,800	461,300
36	245,600	280,500	316,500	364,700	386,600	417,500	461,700
37	246,600	281,200	317,700	366,200	387,400	418,100	462,100
38	247,500	282,000	319,000	367,600	388,300	418,700	462,400
39	248,400	282,700	320,300	369,000	389,200	419,200	462,700
40	249,200	283,400	321,600	370,400	390,000	419,600	463,000
41	250,000	284,100	322,900	371,900	390,800	420,000	463,300
42	250,700	284,800	324,100	372,700	391,600	420,200	463,600
43	251,300	285,500	325,400	373,600	392,500	420,500	463,900
44	251,900	286,200	326,500	374,600	393,200	420,800	464,200
45	252,600	286,900	327,400	375,500	393,900	421,100	464,500
46	253,200	287,500	328,700	376,600	394,600	421,400	
47	253,800	288,200	330,100	377,500	395,300	421,700	
48	254,400	288,800	331,400	378,500	396,000	422,000	
49	254,900	289,500	332,500	379,400	396,500	422,200	
50	255,500	290,100	333,800	380,100	397,100	422,500	
51	256,100	290,800	335,000	380,800	397,700	422,700	
52	256,600	291,500	336,200	381,400	398,400	423,000	
53	257,000	292,000	337,500	381,800	398,800	423,300	
54	257,400	292,600	338,500	382,400	399,400	423,600	
55	257,700	293,200	339,600	383,000	400,000	423,900	
56	258,000	293,900	340,700	383,700	400,500	424,200	
57	258,300	294,500	341,400	384,000	400,900	424,400	
58	258,600	295,100	342,300	384,700	401,500	424,700	
59	258,900	295,700	343,000	385,400	402,100	425,000	
60	259,200	296,400	343,800	386,000	402,600	425,200	

61	259,500	297,000	344,600	386,300	403,000	425,400		
62	259,800	297,600	345,000	386,800	403,500	425,700		
63	260,100	298,200	345,500	387,400	404,000	426,000		
64	260,400	298,700	346,200	388,000	404,600	426,200		
65	260,700	299,200	347,000	388,300	404,900	426,400		
66	261,000	299,800	347,700	388,900	405,300	426,700		
67	261,300	300,300	348,400	389,600	405,600	427,000		
68	261,600	300,900	349,000	390,200	406,000	427,200		
69	261,900	301,300	349,500	390,600	406,300	427,400		
70	262,200	301,800	350,100	391,100	406,600	427,700		
71	262,500	302,300	350,600	391,700	406,900	428,000		
72	262,800	302,900	351,200	392,300	407,100	428,200		
73	263,100	303,400	351,500	392,800	407,300	428,400		
74	263,400	303,800	352,000	393,400	407,600			
75	263,700	304,100	352,300	393,800	407,900			
76	264,000	304,400	352,700	394,100	408,100			
77	264,300	304,600	353,100	394,500	408,300			
78	264,600	304,900	353,600	395,000	408,600			
79	264,900	305,100	354,100	395,400	408,900			
80	265,200	305,400	354,600	395,800	409,100			
81	265,500	305,600	354,900	396,200	409,300			
82	265,800	305,800	355,300	396,700	409,600			
83	266,100	306,100	355,700	397,100	409,900			
84	266,400	306,300	356,100	397,500	410,100			
85	266,800	306,600	356,400	397,800	410,300			
86	267,100	306,800	356,800					
87	267,400	307,100	357,200					
88	267,700	307,400	357,600					
89	268,000	307,700	357,800					
90	268,300	308,000	358,200					
91	268,600	308,300	358,600					
92	268,900	308,600	359,000					
93	269,200	308,800	359,200					

94	309,000	359,500					
95	309,300	359,900					
96	309,700	360,200					
97	309,900	360,600					
98	310,200	361,000					
99	310,500	361,400					
100	310,900	361,800					
101	311,100	362,300					
102	311,400	362,700					
103	311,700	363,100					
104	312,000	363,500					
105	312,200	364,000					
106	312,500	364,400					
107	312,800	364,700					
108	313,100	365,000					
109	313,300	365,400					
110	313,600						
111	314,000						
112	314,300						
113	314,500						
114	314,700						
115	315,000						
116	315,400						
117	315,600						
118	315,800						
119	316,100						
120	316,400						
121	316,700						
122	316,900						
123	317,200						
124	317,500						
125	317,800						

再雇用教職員		200,900	228,500	270,400	291,000	306,700	333,000	376,000	410,500	463,900
--------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

この表は、職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用教職員以外の教職員		円	円	円	円	円
	1	231,600	276,600	355,300	409,500	481,700
	2	234,200	278,800	356,900	411,100	490,000
	3	236,700	280,900	358,500	412,400	498,500
	4	239,100	282,800	360,000	413,600	506,900
	5	241,500	284,600	361,600	414,800	515,100
	6	243,900	286,100	363,200	415,800	522,900
	7	246,400	287,600	364,800	416,800	530,400
	8	248,900	289,100	366,300	417,700	537,600
	9	251,300	290,900	367,700	418,600	544,200
	10	253,100	292,800	369,700	419,600	549,500
	11	254,900	294,600	371,700	420,700	554,100
	12	256,700	296,500	373,600	421,800	558,400
	13	258,500	298,600	375,400	422,800	561,500
	14	260,000	300,600	377,000	424,000	564,300
	15	261,600	302,600	378,600	425,000	567,000
	16	263,100	304,600	380,000	426,000	569,400
	17	264,600	306,500	381,300	427,000	571,400
	18	266,000	309,000	382,800	428,100	
	19	267,400	311,700	384,000	429,200	
	20	268,800	314,300	385,300	430,300	
	21	270,100	316,900	386,600	431,300	
22	271,400	319,300	387,800	432,400		

23	272,800	321,700	389,000	433,500
24	274,100	323,900	390,100	434,600
25	275,600	326,100	391,200	435,500
26	277,200	328,100	392,600	436,600
27	278,800	330,200	393,900	437,600
28	280,400	332,200	395,200	438,600
29	281,900	334,200	396,400	439,500
30	283,600	336,100	397,700	440,600
31	285,300	338,000	399,000	441,600
32	287,100	339,900	400,200	442,700
33	288,900	341,700	401,400	443,700
34	290,100	343,600	402,600	444,900
35	291,300	345,500	403,800	446,000
36	292,400	347,400	404,900	447,200
37	293,400	349,100	405,900	447,900
38	294,400	350,300	407,100	448,800
39	295,400	351,400	408,200	449,700
40	296,400	352,400	409,200	450,500
41	297,300	352,900	410,300	451,300
42	298,500	353,300	411,500	452,200
43	299,600	353,700	412,600	453,000
44	300,500	354,000	413,700	453,700
45	301,400	354,500	414,600	454,400
46	302,400	355,000	415,600	455,400
47	303,300	355,500	416,600	456,300
48	304,200	355,800	417,500	457,200
49	305,100	356,100	418,700	458,100
50	305,500	356,400	420,000	459,000
51	305,900	356,700	421,400	460,000
52	306,300	357,000	422,700	460,900
53	306,700	357,400	423,600	461,900
54	307,100	357,700	424,600	462,900
55	307,400	358,100	425,600	463,800

56	307,700	358,400	426,700	464,800
57	308,100	358,700	427,600	465,700
58	308,500	359,100	428,300	466,600
59	309,000	359,400	429,100	467,500
60	309,300	359,800	429,800	468,500
61	309,600	360,100	430,500	469,300
62	309,900	360,400	431,300	469,700
63	310,200	360,900	432,100	470,300
64	310,600	361,200	432,700	470,900
65	311,000	361,500	433,300	471,600
66	311,300	361,900	433,800	472,300
67	311,700	362,200	434,200	472,600
68	312,000	362,600	434,600	473,200
69	312,400	363,000	434,900	473,600
70	312,700	363,300	435,200	474,000
71	313,100	363,700	435,500	474,300
72	313,500	364,100	435,900	474,600
73	313,800	364,400	436,200	474,900
74	314,100	364,800	436,500	475,200
75	314,500	365,200	436,900	475,500
76	314,800	365,600	437,300	475,800
77	315,100	365,900	437,600	476,100
78	315,400	366,300	437,900	476,500
79	315,800	366,700	438,300	476,800
80	316,100	367,200	438,600	477,100
81	316,400	367,700	438,900	477,400
82	316,700	368,300	439,300	477,800
83	317,000	369,000	439,600	478,100
84	317,400	369,600	439,900	478,400
85	317,700	370,200	440,200	478,700
86	318,100	370,800	440,500	
87	318,500	371,400	440,700	
88	318,900	372,000	441,000	

89	319,200	372,500	441,300
90	319,500	372,900	441,600
91	319,800	373,200	441,800
92	320,200	373,600	442,100
93	320,600	374,000	442,400
94	321,000	374,400	442,700
95	321,400	374,800	443,000
96	321,800	375,200	443,300
97	322,200	375,800	443,600
98	322,700	376,300	443,900
99	323,200	376,700	444,200
100	323,800	377,200	444,500
101	324,100	377,600	444,800
102	324,400	378,100	445,100
103	324,600	378,400	445,400
104	324,900	378,700	445,700
105	325,200	379,200	445,900
106	325,500	379,600	
107	325,800	380,100	
108	326,000	380,600	
109	326,300	381,000	
110	326,600	381,500	
111	326,900	381,900	
112	327,300	382,300	
113	327,600	382,700	
114	327,900	383,100	
115	328,200	383,500	
116	328,500	383,900	
117	328,700	384,300	
118	329,000	384,700	
119	329,500	385,100	
120	329,900	385,500	
121	330,100	385,800	

122	330,400	386,200		
123	330,700	386,600		
124	331,100	386,900		
125	331,300	387,300		
126	331,500	387,800		
127	331,800	388,300		
128	332,100	388,700		
129	332,300	389,100		
130	332,600	389,600		
131	333,000	390,100		
132	333,200	390,600		
133	333,400	391,100		
134	333,700	391,600		
135	334,000	392,200		
136	334,200	392,700		
137	334,400	393,200		
138	334,600	393,700		
139	334,800	394,200		
140	335,100	394,700		
141	335,500	395,200		
142	335,800			
143	336,100			
144	336,400			
145	336,800			
146	337,100			
147	337,300			
148	337,600			
149	337,900			
150	338,200			
151	338,500			
152	338,700			
153	339,000			
154	339,300			

	155	339,600				
	156	339,900				
	157	340,100				
再雇用教職員		249,700	299,500	310,800	333,600	420,800

備考

この表は、教員に適用する。

別表第3 適用区分表（第10条関係）

教職員	調整数
ア 大学院の美術工芸研究科（以下「大学院研究科」という。）の授業を常時担当する者及びこれに準ずる者で理事長定める教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教官」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの	3.0
イ 大学院担当教官のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（アに掲げる者を除く。）	2.0
ウ 大学院担当教官（ア及びイに掲げる者を除く。）	1.0
エ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で理事長が定めるもの	
オ 心理士	2.0

別表第4 調整基本額表（第10条関係）

## 1 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

## 2 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

別表第5（第11条関係）

職	区分
事務局長	1種
	2種
事務局次長	3種
附属図書館長 美術工芸研究所長 教育研究審議会委員	5種

備考 この表において区分の異なる職を併せ有する者については、上位の区分を適用する。

別表第6（第11条関係）

1 一般職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	1種	104,200円
8級	2種	82,200円
7級	2種	77,400円
	3種	66,400円
6級	3種	62,300円
	5種	51,900円

2 教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	5種	66,800円

備考 別表第5に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると理事長が認める職を占める教職員に支給する管理職手当の額については、当該教職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

- (1) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該教職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該教職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

第1号様式(第14条関係)

扶 養 親 族 届

No. \_\_\_\_\_

年 月 日提出

理事長	届 出 者	職	
		住 所	
		氏 名 職 員 番 号	
所 属 名			

届出の理由 (該当する□に✓印を付すこと)

- 1 新たに教職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある

(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 別 居 の 別	年 収 額 (職業)	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	

給与規程第14条第1項の規定に基づき上記のとおり届け出ます。(証明書 通添付)

記入上の注意

- 1 続柄欄には、教職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 3 届出の事由欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

